



体罰防止ガイドライン

～ 神奈川からすべての体罰を根絶するために ～

平成25年7月

神奈川県教育委員会

はじめに～体罰の根絶に向けて～

学校の運動部活動において、行き過ぎた暴力行為が大きくクローズアップされてから「体罰」は社会問題となり、各種のメディアをとおしてその是非等が活発に論じられています。

学校教育における体罰は、明治 12 年制定の『教育令』で禁じられており、すでに 130 年以上にわたって取り組まれてきましたが、いまだに体罰に関する議論は収束をみていません。

昭和 22 年に制定された『学校教育法』の第 11 条では、教員による「懲戒」の行使を認める一方、「体罰」の行使については禁じています。しかし、実際には、懲戒と体罰の違いを明確に区別することは難しいといわねばなりません。「愛情」という名のもとに「懲戒」が行使され、懲戒の範囲を逸脱して「体罰」に及んでいることも見受けられるからです。

そこで本県では、『体罰防止ガイドライン』を作成して、体罰の判断の基準や、指導と体罰との違い等もお示ししながら、現場の教育を担う教員の皆さんの参考にしていただくこととしました。

体罰が行使されてきたケースをしてみると、それは運動部活動中に起こっているとは限りません。授業中、休み時間、文化活動、運動会、野外活動等、様々な場面で起こっています。学校現場で子どもたちに接する教員の皆さんが、それぞれの立場で体罰の根絶に向けて本冊子を役立てていただけることを期待しています。

最後に、県内の学校において、すべての子どもたちが体罰による身体の痛み、パワーハラスメントによる心の痛みを受けることなく、生き生きと、そして明るく充実した学校生活を送ることを願っています。

神奈川県教育委員会 委員長 具志堅幸司

目次

第1章	ガイドラインの策定にあたって	1
第2章	体罰の考え方	2
1	神奈川県での考え方	2
2	国における体罰の定義	3
3	不適切な指導	3
4	体罰に当たらない指導	4
第3章	「指導」と「体罰」	6
1	「指導」の必要性	6
2	毅然とした厳しい指導のあり方	6
3	体罰が起きる背景と影響	8
第4章	体罰によらない指導の充実	10
1	校長のリーダーシップ	10
2	教職員の指導力を向上させる研修の実施	10
3	組織的な指導体制の確立	10
4	教職員・指導者の意識改革	11
第5章	部活動における指導	13
1	部活動における体罰	13
2	体罰が起きる構造と望ましい部活動のあり方（提言）	14
(1)	『体罰によらない部活動指導について』～アメリカの指導に学ぶ～ 大森俊夫氏（國學院大學人間開発学部健康体育学科教授）	14
(2)	『体罰は「運動」「部活動」の指導方法になり得ない』 神谷 拓氏（宮城教育大学教育学部保健体育講座准教授）	16
第6章	体罰のない部活動の実践について	18
1	指導理論	18
(1)	『ティーチングからコーチングへ』	18
(2)	『ボトムアップ理論』～主役は生徒、指導者はファシリテーター～	20
(3)	指導スキルのレベルアップ『ペップトーク』 岩崎由純氏（日本ペップトーク普及協会会長）	22
2	実践例	24
(1)	『体罰によらない部活動指導について』 星澤純一氏（羽田ヴィッキーズ監督）	24
(2)	『体罰によらない部活動指導について』～選手強化に体罰はいらない～ 加藤智明氏（横浜市立金沢高等学校主幹教諭）	26
3	神奈川県らしい部活動のあり方について	28
第7章	神奈川県出身のアスリートから『体罰根絶に向けたメッセージ』	31
第8章	参考資料	32
参考資料1	体罰発生時の対応例	32
参考資料2	管理職用チェックリスト	33
参考資料3	体罰の実態把握に関する調査において体罰と判断した行為と事案 の視点（県立学校での事案から抜粋）	34
参考資料4	通知(体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について)	35
	『体罰根絶に向けたメッセージ』神奈川県環境大使 白井貴子氏	41
	体罰、暴力行為、いじめ等に関する学校外の相談窓口	43

第1章 ガイドラインの策定にあたって

体罰は、学校教育法で禁止されており、決して許されるものではありません。

県教育委員会が平成25年1月から3月にかけて実施した体罰の実態把握に関する調査では、公立の小・中・高・特別支援学校で153件の体罰事案があり、その中には、児童・生徒からの訴えにより初めて判明したものも少なからずありました。

また、今回の調査で把握した153件のうち、半数近くが運動部活動中に起きており、運動場・体育館で多く発生していました。運動部活動の中で体罰を行うことは、フェアプレーの精神、ルールを尊重することを前提として行われるスポーツとは相容れず、決して許されるものではありません。

体罰が起こる背景としては、教職員の一部に、体罰に対する認識の甘さや、体罰を厳しい指導として正当化してしまうこと等が考えられます。したがって、こうした教職員の意識改革を徹底する必要があります。

また、運動部活動中の体罰は、指導者の勝ちたい、勝たせたいという思いから、厳しい指導が高じて体罰へと繋がってしまったり、指導内容や方針等を、生徒に理解できるように伝えることができず、思わず体罰に及んでしまうという、指導力の不足も大きな要因であると考えられます。そこで、指導者一人に任せ切りにせず、運動部活動の運営や指導の目標、方針等を指導者間で共有し、体罰を発生させない体制を整備していくことが求められます。

本ガイドラインでは、体罰の考え方、厳しい指導と体罰の違い、計画的な研修の実施や組織的な指導体制の確立、教職員・指導者の意識改革等について示しています。

特に、部活動における指導については、3章を割いて、体罰が起きる要因や望ましい部活動のあり方、有識者の提言、優れた実績を残している指導者による実践例の紹介、神奈川県らしい部活動のあり方等を示しています。また、ガイドラインの別冊として「校内研修ツール」も併せて作成しました。

各学校においては、本ガイドライン及び別冊「校内研修ツール」を積極的に活用し、校長のリーダーシップのもと、計画的に校内研修を実施するとともに、組織的な体制を整備して体罰の根絶に向けた取組みを推進してください。また、本ガイドラインの内容について、保護者や地域のスポーツ団体等にも周知し、体罰の根絶に向けた共通理解を深めてください。

現在、県教育委員会では「いのちの授業」の実施、いじめ・暴力行為対策の推進と不登校への対応を重点的な施策に位置づけ、市町村教育委員会とも連携し、取組みの推進に努めているところです。子どもたちの「いのち」を守るために、体罰はもちろん、いじめや生徒間の暴力、対教師暴力等、すべての暴力を一切許さない、学校現場から一掃するという考えのもとで取組みを進める必要があります。そうした中、まずは、指導する立場にある教職員の体罰根絶に向けて、本ガイドラインの内容を踏まえた取組みの徹底をお願いします。

第2章 体罰の考え方

1 神奈川県での考え方

教職員等が児童・生徒に対して「拳や平手で頭や体を叩く」「腹部を小突く」「つま先や足の裏で足やすねを蹴る」「肩を押して転ばせる」「教科書・教務手帳で叩く」「ボールをぶつける」等身体に対する侵害や、「罰として長時間正座をさせる」等肉体的苦痛を与えるものは、体罰に該当します。

ただし、実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに対応します。

< 「体罰の実態把握に関する調査」（平成24年度実施）で体罰と判断した事案 抜粋 >

- ・部活動の試合で不本意な結果であった複数の生徒に対し、頭を平手で叩く、膝で太ももを蹴る、つま先で腹を蹴る、髪の毛を上引っ張る等の行為を行った。
- ・授業中、再三の指導にも従わず、なおも後ろの席の生徒に話しかけ、足を投げ出す姿勢の生徒に対し足を蹴った。
- ・授業中、寝ていた生徒に対し、口頭による注意を繰り返したが、起きなかったため、耳を数回にわたって引っ張り、顔を上げさせた。
- ・指導に従わない生徒に対し、首元を押さえて体育館の端まで押し退けた。
- ・授業中、話を聞いていなかった生徒に対し、太ももから下腹辺りを足裏で蹴った。
- ・修学旅行中、団体行動を守らない2人の生徒に対し、腕や肩、頬を平手で叩いた。
- ・部活動中、気の抜けたプレイ等をした複数の生徒に対し、頭や背中等をペットボトルや平手で叩いた。
- ・部活動中、何度も同じ失敗を繰り返す複数の生徒に対して、頬を平手で叩く、鼻をつまむ、頬をつねる、額をボールで叩く等の行為を行った。
- ・授業中、ノートに落書きをしていた生徒に対し、以前から指導していたにもかかわらず、改善が見られなかったため、頭を教科書で叩いた。
- ・個別の生徒指導で、以前から服装や頭髪違反を繰り返し、遅刻・無断欠席も多く、改善が見られない生徒に対し、頭を教務手帳で叩いた。

2 国における体罰の定義

学校教育法 第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（平成 19 年 2 月 5 日文部科学省通知）
学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方の別紙より

1 体罰について

(2)(1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

（平成 25 年 3 月 13 日文部科学省通知）

参考資料 4

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

3 不適切な指導

体罰に当たらないものであっても、「人格を否定するような暴言」「大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導」「不必要な身体接触」「無視やいやがらせ」等、児童・生徒を深く傷つける行為は不適切な指導であり、決して許されるものではありません。

< 不適切な指導例 >

- ・授業中、課題のできなかつた児童に対し「何でこんな簡単な問題ができないのだ。お兄さんやお姉さんも勉強が苦手だったからな。」と言った。
- ・部活動の練習試合でミスをした生徒に「馬鹿野郎。部活を辞めてしまえ。もう二度とくるな。」と怒鳴り、選手を交代させた。
- ・休み時間に寄り添ってくる児童を膝の上に乗せて後ろから抱え込んだり、雑巾がけをしている児童のお尻を押したりした。
- ・持ち物を紛失したと訴える生徒に「自分で失くしたのだろう。他の者を疑うな。」と言い対応しなかった。

4 体罰に当たらない指導

教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使や、他の児童・生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ず行った有形力の行使については、体罰には当たりません。

< 正当防衛の事例 > (体罰の実態把握に関する調査・抜粋)

- ・注意されたことに興奮した児童が蹴ってきたため、瞬間的に足を出して防御したところ、結果的に児童が足を痛めた。
- ・授業に取り組む態度が悪かったため注意したところ、頭突きをするように頭を近づけてきたので、身体を押し退けた。
- ・教室でけんかしている生徒を落ち着かせるため、二人を引き離したが、興奮した一人の生徒が向かってきたため壁に押さえつけた。

< 正当な行為の事例 > (体罰の実態把握に関する調査・抜粋)

- ・何度注意しても席を離れ立ち歩き授業を妨害するので、身体を押しえて席に着かせた。
- ・授業中の教室に他クラスの生徒が侵入してきたので、自分のクラスに戻るよう指示したが、従わなかったので肩をつかんで廊下まで押し出した。
- ・体育館に居座ったまま教室に戻らない児童を連れて帰るために、腕や服を引っ張った。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成 25 年 3 月 13 日 文部科学省通知)

参考資料 4

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

有形力の行使以外の方法により行われた懲戒について、例えば、以下のような行為は、児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たりません。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成 25 年 3 月 13 日 文部科学省通知)

参考資料 4

別紙 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

(2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為)

(ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

文部科学省通知においては、認められる懲戒として上記の例を示しています。

なお、懲戒を行う場合には、児童・生徒の発達の段階や問題行動の状況、指導の目的等を総合的に判断し、懲戒の内容、方法、量や回数等を配慮することが必要です。

必要な場面に応じて、毅然とした指導を行うことや、複数の教職員で、同じ指導方針にそって組織的に指導を行うことが、児童・生徒や保護者から信頼を得ることになります。

中学校学習指導要領解説(総則編 平成 20 年 9 月)抜粋

第 3 章 教育課程の編成及び実施

第 5 節 教育課程実施上の配慮事項

3 生徒指導の充実(3)

教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人的触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度等を通じて形成されていくものである。

第3章 「指導」と「体罰」

1 「指導」の必要性

生徒指導には、一人ひとりの個性の伸長を図るという個別指導の視点と、すべての児童・生徒にとって充実した学校生活を目指すという集団指導の視点があり、どちらか一方に偏ることなく、両方の相互作用によって、児童・生徒の力を伸ばすことが必要です。

児童・生徒は、成長の段階に応じて迷ったり悩んだりしながら、時に間違っただけの行動をしたり、社会的規範を乱すことがあります。そうした場面において、間違っただけの行動に対し「ダメなものはダメ」と明確に指導すると同時に、「こうすることが良い」と伝えることは極めて大切な指導です。

「言っても聞かないから」と判断し、何も伝えないことは、教職員や指導者として責任を放棄していることにほかなりません。

指導の意義

生徒指導提要（平成22年3月 文部科学省）

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

2 毅然とした厳しい指導のあり方

毅然とした厳しい指導とは、問題行動が生じた状況を見逃さず、行為を制するとともに、その責任を明確にして、行動が改善されるまで粘り強く指導することです。

児童・生徒に毅然とした指導を行うためには、教職員や指導者が児童・生徒と信頼関係をしっかりと作っていくことが大切です。児童・生徒は日ごろから教職員や指導者は自分たちを信じ、尊重し、ともに歩む姿勢を持っているということを実感すれば信頼を寄せます。

そうした信頼関係をもとに、児童・生徒の間違った行動や、社会的規範を乱すような場合に、毅然とした厳しい指導を行うことが必要です。

< 毅然とした厳しい指導の基本パターン >

問題行動を発見する。

発見した教職員が素早くその場で指導を始める。

（決して見逃さない、指導のタイミングを逃さない、冷静に対応する等）

他の教職員へ連絡をする。状況を把握し、他の児童・生徒の安全を確保する。

危険な行為や間違っただけの行動を毅然と制する。

危険な物や不要な物を取り上げる。

起きた行為の事実、そこに至った背景を把握する。

- (複数での対応、必要に応じた関係機関との連携、真実を明確にすること等)
心情は理解しつつも、行為に対しては間違った方法であったことを理解させる。
責任の取り方や今後の行動を考えられるまで粘り強く指導する。
(定期的な面接指導、家庭訪問、作文指導、カウンセリング等)
本人の行動が改善されたとき、その変容を認めるとともに、努力を褒める。

< 毅然とした厳しい指導と考えられる指導例 >

- ・教室でバットを振り回し、ガラスを割ったり、机を叩いたりして暴れまわる生徒を押さえつけて落ちつかせた。
- ・雨の日の休み時間に、廊下で追いかけて走っていた児童に、「止まれ」と大きな声を出して行動を制した後、廊下を走ってはいけない理由を考えさせ、再び同じ行動をさせないように指導する。
- ・授業中、不要な物を出して遊んでいる生徒から「授業に関係のない物は放課後まで預かる」と言い、不要な物を取り上げ授業に集中させる。そして、放課後に担任とともに別室にて授業規律について指導する。状況に応じて保護者にも連絡し協力を仰ぐ。
- ・故意にガラスを割った生徒に対して、例えば公共物を故意に損壊した法的責任や弁償の必要性の有無、他者へ与えた不安や生活の不便さ等、責任や他者へ与えた影響について考えを深めさせる。そして、自ら責任を取る方法を決定させ実行させる。(例えば、一定期間早朝に登校し昇降口を清掃する等。その際は、教師が付き添う等の継続的な指導が必要である。)

< 特別支援教育において >

- ・言語での指示理解が難しい生徒に、顔を向けさせたり、手で直接誘導したり、身体的な介入指導をする。
- ・突発的な行動を起こす前に腕をつかむ等、身体の動きを抑制した指導をする。

部活動やスポーツ指導の場面においては、生徒に指導内容や目的を説明し、理解をさせた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法による指導が求められます。

< 通常のスポーツ指導において厳しい指導と考えられる指導例 >

- ・バレーボールの練習中、強烈なスパイクに対し、その威力にひるんでレシーブミスを繰り返す生徒に対し、速いスピードに目を慣らすことが目的であることを理解させた上で、様々な角度・スピードから反復してボールを投げてレシーブをさせる。
- ・野球の公式戦で、捕手が投手の投げたワンバウンドの球を度々後逸する場面があったため、技能向上の一方法であることを理解させた上で、連日、至近距離からワンバウンドの捕球練習を中心に行わせる。
- ・サッカーの練習試合で、後半足が動かなくなったことにより逆転負けしたため、走り込みが不足していることが大きな要因であることを理解させた上で、試合後にダッシュを数本行わせる。

3 体罰が起きる背景と影響

(1) 認識の甘さ

教職員や指導者による、体罰に対する認識の甘さや、体罰を厳しい指導として正当化してしまう等、体罰を容認する環境から体罰が発生します。

課題の多い児童・生徒を一人の教職員が抱え込み指導を行っている場合や、部活動において好成績を残している場合等、周囲から意見を言いづらい状況となり教職員や指導者が孤立化する場合があります。

そのように周囲から閉鎖された状況の中で、「子どもとの信頼関係があればこの程度の暴力は大丈夫」、「この行為は必要な指導であり体罰ではない」等の甘い認識が体罰を容認したり正当化したりする環境となり、体罰が常態化することがあります。

また、一部の児童・生徒や保護者・地域から、「あの先生や指導者の指導ならば体罰があっても仕方がない」等の認識から、体罰を容認する状況が生まれることもあります。

< 体罰を行ってしまう要因 >

児童・生徒を信頼せず、成長を信じていない。

自分の指導力を過信し、一人で児童・生徒を指導しようと抱え込んでいる。

児童・生徒を自分の指導に従わせようと焦っている。

冷静な判断よりも、感情的で衝動的な行動をとる傾向がある。

「この程度は暴力ではない」という、自分勝手な暴力容認の気持ちを持っている。

「問題の原因は一つしかない」というような硬直的な思考をしている。

他の人に援助を求めるのは自分の能力を疑われると考えている。

「指導場面の大変さは、現場にいるものにしか分からない」という考え方を持っている。

(2) 体罰による影響

体罰は、児童・生徒に深い心の傷を残し、保護者・地域との信頼関係を著しく損なう等多大な悪影響を与えます。

ア 児童・生徒に対して

子どもたちの成長段階において、体罰を受けることにより、肉体的な側面だけでなく、心理的側面からも子どもたちの成長に影響を与えることはもとより、子どものその後の人生にも大きな傷を与えることにもなりかねません。体罰等の行為により、表面的に従順な態度になったとしても、内面では教職員や指導者に強い不信感を内包することになります。

一部には、「成人してから体罰に感謝している」というような、体罰を容認する発言もありますが、これは防衛機制という、自我を守ろうとする人間の本能的な働きが「抑圧」という方法で、体罰を受けたつらい記憶を押しこめ、「良かった」ことのように感情を歪めているにすぎません。

また、体罰等により、一時的に指導に対して一生懸命取り組む姿勢を見せたとしても、それは暴力から逃れるための行動にすぎず、耐え切れなくなった場合は、一気に破綻することもあります。体罰や暴力を受けた経験が、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を引き起こし、学習意欲の低下や不登校の原因になることもあり、さらには自虐性の表れとしての問題行動、逸脱行動の引き金にもなりかねません。

イ 周囲の児童・生徒に対して

長期にわたって暴力的な環境に置かれた子どもたちは、暴力を肯定する意識が価値観の中心となり、全てのことを「力」で解決しようとする行動を取り、自分自身だけでなく、周囲の環境にも大きな影響を与え、長い期間にわたり社会の安心と安全を脅かすことにもなりかねません。

特に、教職員や指導者、先輩等立場の強い者が暴力や高圧的な指導をすることで、力による指導が肯定され、学校や学級、部活動において、力の強い者が弱い者をいじめ、先輩が後輩に暴力をふるう等、組織的に体罰や暴力を容認する負の連鎖を生む恐れがあります。

また、自分以外の児童・生徒が継続的に体罰を受けている場合、自分が被害者になることを恐れたり、体罰を受けている者が悪いという誤った理解をする等、正しい価値判断を歪めてしまうこともあります。

ウ 保護者・地域に対して

保護者・地域との関係は、学校が教育活動を行う上で信頼関係を築き協働していかなければならないものです。そのために長い時間をかけ、保護者・地域との信頼関係を構築してきたとしても、体罰を起こしたことにより、保護者・地域との信頼関係は崩れます。学校教育全般が問われ、それまでの学校の取組みや、日ごろの教職員の努力さえも不信の目にさらされます。当然、保護者・地域からの支援や協力も得られにくくなり、学校は孤立し、教育活動に支障が生じます。保護者・地域との信頼関係や協働のなくなった学校は、本来の教育活動ができなくなります。

エ 学校及び教職員に対して

体罰を起こしたことで、学校としての教育指導の根底を問われ、その対応に多くの時間と労力がかかり、児童・生徒の成長に大きな影響を与えます。

教職員や指導者と児童・生徒の信頼関係が崩れれば、十分な教育指導はできなくなり、同時に教職員や指導者同士の間にも不信感が生じ、多くの貴重な時間を浪費することにもなりかねません。

責任問題としても、教職員や指導者本人には、行政上の責任や暴力行為に対する刑事上の責任だけでなく、民事上の賠償等の責任が問われることもあります。

また、本人だけでなく、校長等も管理責任を問われることとなります。

第4章 体罰によらない指導の充実

1 校長のリーダーシップ

体罰を禁止し、児童・生徒理解に基づく指導を徹底するためには、校長が日ごろから、研修の実施や指導体制の構築等により、体罰を許さない学校づくりを実践することが必要です。

また、校長自らが、授業中や休み時間、部活動の時間に校内を巡回し、児童・生徒や教職員の状況を把握するとともに、課題があった場合は早期に対応する等、リーダーシップを発揮することが重要です。

さらに、保護者や地域にも指導方針を周知し、体罰を許さない環境づくりに努める等学校経営の力が求められます。

2 教職員の指導力を向上させる研修の実施

体罰によらない指導を充実させるためには、教職員が常に学び合い、指導力を高めることが重要です。例えば、教職員同士が日ごろの授業や部活動における指導についての悩みを語り合ったり、体罰によらない指導方法について協議をしたりする等、教職員の指導力を向上させる研修を計画的に実施してください。

- ・本ガイドライン及び別冊「校内研修ツール」等を活用し、体罰についての法的知識や体罰が起きる背景等の知識を深めるとともに、適切な指導方法等について全教職員で研修する。
- ・定期的に体罰防止に関する研修を行い、「体罰は絶対にあってはならない」という認識を定着させる。
- ・児童・生徒を理解し、コミュニケーションを深めるための具体的な手法を身に付け実践する。
- ・授業や部活動において、児童・生徒が主体的に学び活動できるような理論や指導方法を身に付け実践する。

3 組織的な指導体制の確立

教職員個人が課題を抱え込み、解決をあせったり、指導に行き詰まったりしたために起きた体罰事例があります。組織として指導方針や指導内容を明確にして対応すること、常に複数の教職員で対応すること、計画的・継続的な指導を行うこと等、指導体制を確立し実践することが重要です。

- ・不祥事防止会議や部活動担当者会議等を定期的に行い、取組みの推進を図る等、校内における体罰防止の指導体制を確立する。
- ・問題行動等への指導は必ず複数の教職員で対応する。
- ・授業中や休み時間、部活動の時間に計画的に校内を巡回し状況を把握する。
- ・教職員間で常に情報を共有しチームで対応する。
- ・定期的に教職員が体罰に関するチェックリスト等を活用し、自らの指導を見直す。
- ・教職員が互いの授業や部活動を見合い、指導方法の課題等を検討し合う。

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」

(平成25年3月13日文科科学省通知)

参考資料4

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」等といった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認する等、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにする等、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。

4 教職員・指導者の意識改革

(1) 人格の尊重

体罰をなくすためには、教職員や指導者の意識改革が必要です。

教育は、人格の完成を目指し、社会の形成者として自立することを目的とします。

各学校において、児童・生徒一人ひとりの健全な成長を促すには、日常生活のあらゆる場面で、児童・生徒自らが選択したり、決定したりする機会を設けることが重要です。

また、児童・生徒が判断や決定をする際、適切な指導や援助を教職員や指導者が行うことが必要であり、体罰による強制的な指導では目標を達成することができません。

大事なことは、いつでも児童・生徒を一人の人間として大切に思い接することができるか、常に教員一人ひとりが自らに問いかけ、児童・生徒と向きあうことです。

教育基本法 第一章

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

「児童の権利に関する条約」は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年11月20日の国連総会において全会一致で採択されました。あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力等から児童を保護するとしています。

児童の権利に関する条約 第19条

- 1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

(2) 体罰の実態把握に関する調査から

今回の調査において、保護者から教職員や指導者への日ごろの指導に感謝する言葉とともに「いかなる場合でも体罰は教育の場であってはならない」「体罰も許されませんが、教員の発言（言葉による暴力）や威圧的な態度等も許されない」「体罰はいけませんが、毅然とした指導をしてほしい」等の意見もありました。

このような意見を、教職員や指導者一人ひとりが自分の課題として受け止め、「体罰は絶対にあってはならない」という教育的な指導を進めていく意識の改革が必要です。

< 体罰によらない指導の徹底に向けて >

体罰について正しい知識を持つ。

（法的根拠、体罰が起きる背景、体罰が与える悪影響、体罰と厳しい指導との違い等）
学校の現状、各自の課題を確認する。

課題を整理し、体罰の根絶に向けた組織的な取組みについて協議する。

体罰によらない指導方法等を検討し、組織的に実践する。

定期的に状況を確認し、改善すべき点がある場合は、早期に対応する。

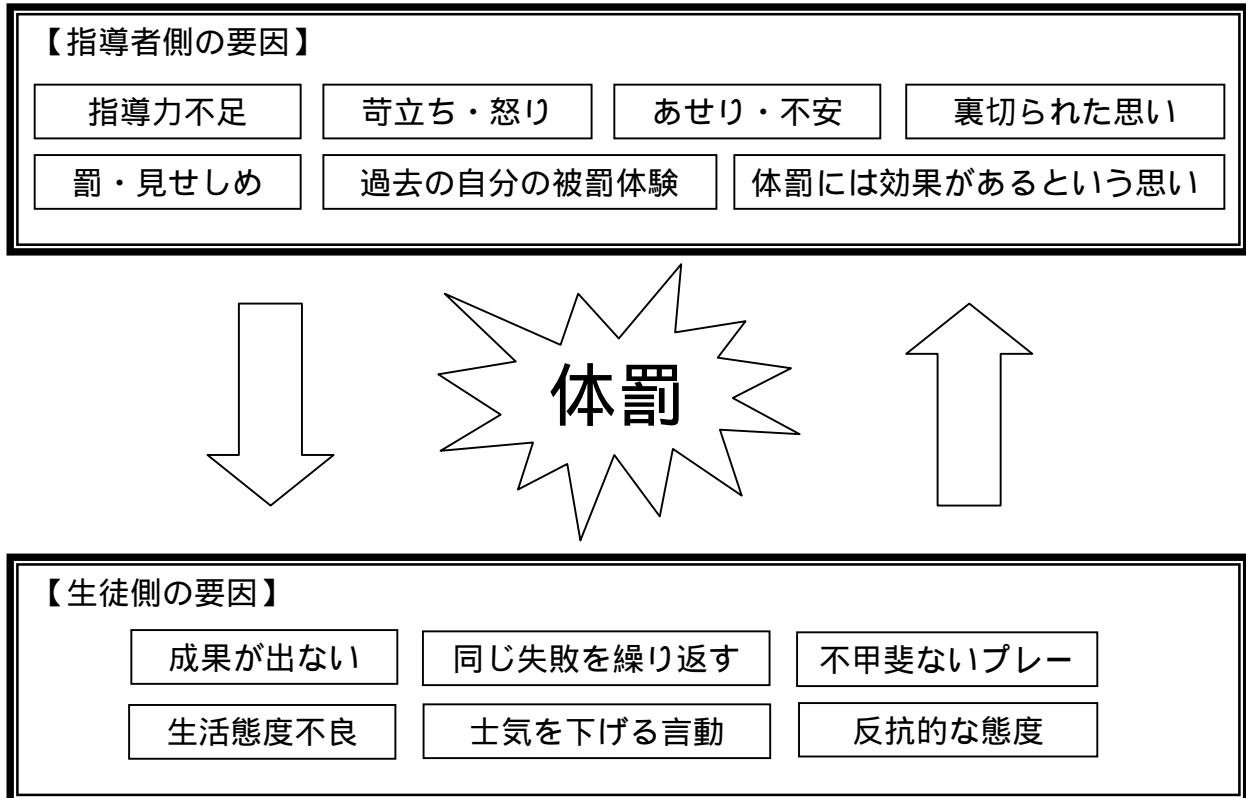
絶対に体罰は許されないという環境を維持する。

第5章 部活動における指導

1 部活動における体罰

(1) 体罰が起きる要因(背景)

今回の体罰の実態把握に関する調査の結果から、生徒側と指導者側のそれぞれに次のような要因があり、それらが相互に関連して体罰が発生すると考えられます。



(2) 分析

体罰が起きる要因(背景)から、次のような状況が見えてきます。

- a 様々なケースがあるが、最終的には、指導者自身が感情をコントロールできなくなり体罰を行ってしまうというケースが多い。
- b 過去に被罰体験がある人や、実績のある指導者の一部には、体罰には効果があるといった誤った認識をもち、部活動には、体罰が必要であると思い込んでしまうため、体罰を行ってしまうケースがある。
- c ケガをさせなければ、多少の暴力は、体罰には当たらないという甘い認識の中、体罰を行っているケースがある。
- d 生徒との信頼関係があれば、体罰は許されるという認識を持ち、体罰を行っているケースがある。
- e 指導に行き詰まったとき、具体的な指導法がわからない等の指導力不足により、思わず体罰を行ってしまうケースがある。
- f 部が強くなるためには、ある程度の体罰が必要であると考えている生徒や保護者がいる。

このような要因(背景)や分析を踏まえ、具体的対策を講じる必要があります。

2 体罰が起きる構造と望ましい部活動のあり方（提言）

専門的見地から、体罰が起こる構造を明らかにし、本来あるべき部活動のあり方について、2人の専門家から提言をいただきました。

(1) 『体罰によらない部活動指導について』

～アメリカの指導に学ぶ～

國學院大學人間開発学部健康体育学科 教授 大森 俊夫 氏

今回、私が監訳者として翻訳した原著名「Successful Coaching」日本語訳「スポーツ・コーチング学」西村書店発行の中にも体罰問題の解決に役立つ考え方が数多くありますので、この本の内容を基に部活動での体罰によらない指導を考えてみます。

アメリカと日本の最も大きな差異はアメリカでの指導者は給料をもらい、プロとしての意識を持ち、社会的な地位も高く尊敬されていることが挙げられます。指導者を管理する組織も確立しており、指導者の能力や成績等も管理されており、体罰が起こらないような工夫が見られます。また選手の意識も指導者と対等な立場で、意見交換等も行います。日本ではボランティアの指導者が多く、恵まれた条件の指導者は少ないのが現状です。

日本の部活動で体罰が起きる主な原因

アメリカのような部活動の管理運営組織が確立していないため部活動が非常に閉鎖的である。

指導者の選考が曖昧であり、多くの指導者が指導技術を学んでおらず、経験のみで指導している指導者が多く、指導能力が欠如しているため、選手に責任転嫁してしまう。

熱心な指導者ほど、勝敗にこだわり選手の責任を追及する。

指導者をサポートし、選手の立場を守るシステムが確立していない。

各競技団体が不公平な運営を行っていても、黙認しておりモラルが低下している。

改善のためのガイドライン

指導者は選手に対して巨大な権力を持っており、良いことをもたらす一方で大きな危害を与えることができることを理解し、種目の専門的知識、身体に関する基礎知識、コミュニケーションスキル、マネジメント能力等、指導に必要な知識を習得することが最も重要である。

指導者は練習のルール、規律、規約、チーム目標等を作成し、選手、管理団体、保護者・OB会等に示し、指導哲学、指導方針を明確にし、選手、その他の関係者とのコミュニケーションを円滑にして指導に努める。

指導者は指導者自身の行動規範を確立してから指導を行い、シーズン後に報告書を作成し、外部（例えば保護者・OB会）からの評価を受ける。

指導者が最初に考えることは、選手の身体的、精神的、社会的成長を助けるものであり、試合に勝つことではない。指導者が試合に勝つように努めることは大切であるが、試合に勝つという短期的目標ではなく、総合的に責任感があり、他人を受け入れ

自分を受け入れることのできる人間を育てる指導者にならない。

すべての部にはその部の特有な文化が存在するので、指導者はより良いチーム文化の構築に努めなければならない。チーム文化の要素とはチームの伝統で、チームの管理・運営方法、情報の管理方法、競技スタイル等であり、指導者の考え方が強く影響力を持つので非常に重要である。例として昔のプロ野球ではベンチ裏で多くの選手が喫煙し、試合をしており、現在でも野球をしている人の喫煙率はスポーツ界では高いと言われ、少年野球の指導者にも喫煙しながら指導している方が見られ指導者として論外である。

指導者が選手をどのように行動させるかは選手の人格形成に大きく影響する。指導者が採用した行動はその選択が違法か、不正か、不道德か、レベルを判断しなければならない。例として甲子園で松井選手をすべて敬遠した指導者の行動が議論されたが、教育的見地からすれば勝敗は二の次であり、ピンチでもない状況で敬遠するのはスポーツマンシップの観点から間違った指導と言えるだろう。また、一部の私立高校が選手を勧誘し活躍しているが、公立高校が不公平さを主張しないのもおかしい現象でアメリカでは考えられない。フェアプレーとはスポーツと人生における公平さを支持するものであり尊敬、責任、思いやり、誠実さ、社会人としての資格等を含んだ総合的なものであり、指導者はモラルのあるチーム環境を作らなければならない。そのためには、指導者は選手に対して常に手本となる行動を示す必要がある。私の在籍したアメリカの大学ではバスケットボールのコーチがモップをかけてコート整備をしていたが、リスクマネジメントとして当然のことである。

良い行動を行うためのチームルールを作る。容認できる行動と容認できない行動の境界を明らかにし罰則のルールを決める。例えば練習に遅刻した選手をどのように扱うか、ミーティングで1回目は注意、2回目は掃除、3回目は試合不参加等段階的なルールを決める等、選手の行動規範を文章化して配布し、統一した運営を行うことが重要である。

最後に、絶対に体罰をしない指導者として、次のステップを踏んでください。

自分を知る（自己認識） 自分を好きになる（自尊心） 自分を見せる（自己開示）
品位ある行動を取る（高い人格） 信頼関係を築く（良い人間関係） 素晴らしく
影響力のある指導者（理想の社会人）

【大森 俊夫（おおもり としお）】

横須賀市出身。横浜国立大学卒業後、東京学芸大学大学院を修了。専門分野は運動生理学、呼吸循環、トレーニング、陸上競技等であり、日本体育学会、日本体力医学会、運動生理学会に所属している。

(2) 『体罰は「運動」「部活動」の指導方法になり得ない』

宮城教育大学教育学部保健体育講座 准教授 神谷 拓 氏

体罰は「運動」「部活動」の指導方法になり得ない。このタイトルを読んで、「これから体罰に関わる法律や規則の話でもするのだろう」と思ったかもしれない。既に、そのような話は、様々な人物やマスコミによって、繰り返し述べられてきたからである。しかし、私は同様の話を繰り返すつもりはない。以下では、運動部活動における体罰の問題を、法律や文部科学省の通達・通知ではない視点から論じていきたいと思う。

さて、運動部活動で取り組まれる活動は、多くの場合「スポーツ」という「運動」である。「スポーツ」の語源には「自発的な遊び」「気晴らし」という意味がある。遊びに暴力はなじまない。遊びに取り組む姿勢や態度が悪いからといって、暴力を振るう人はいないだろう。このことから明らかなように、体罰は運動部活動から「スポーツ」を奪う行為なのである。

また、部活動は「クラブ」の一種である。「クラブ」という言葉の背景にも、経費の自弁に基づく「自治」という思想が含まれている。つまり、自分たちで決定、運営、評価、改善していくのが「クラブ」なのである。だから、「クラブ」にも権力や暴力はなじまない。そして体罰は、運動部活動から「クラブ」を奪う行為とも言える。

もしかしたら、「そのような学者の理屈はウンザリだ」という人がいるかもしれない。しかし、冷静に考えて欲しい。教師は、子どもの「なぜ」「どうすれば」「どのように」を理論立てて教える専門家であり、学校はそれを行う場である。今後も、そのような専門性を放棄してはならないし、運動部活動も学校の教師が指導しているのだから、理屈、科学、論理を重視する必要がある。体罰には、それらが無い。そこにあるのは、コントロールできなかった「怒り」や「悔しさ」といった感情のみである。結局のところ、運動部活動における体罰は、教師が自らの専門性を放棄する行為なのである。

いまだに、「心や精神の教育のために体罰が必要だ」、あるいは、「子どもの心・人格は態度にあらわれる。だから、体罰で態度を矯正し、心・人格を磨いているのだ」という人がいるかもしれない。しかし、それは戦前の軍国主義教育の名残である。当時においては、そのような考えのもとで、国家、教師、上級生といった目上の存在に、従順な態度をとるまで体罰が繰り返されてきた。誰だって、心・人格を否定されたくはないし、殴られたくもない。だから、弱い立場の人間は、従順な態度を取らざるを得なかったのである。今日においても体罰をしたり、心・人格を管理したがる人は、子どもに従順な態度をとってほしい、あるいは、その状況に自分が「酔いたい」だけではないか。しかし、そのような「戦前の負の遺産」を、今日において継承する必要は全くない。

別の見方をすれば、「体罰の全面否定」という前提に立つことが、教師の専門性を高め

ていくのだ。私の研究分野である体育科教育学をみても、戦前の軍国主義教育下では、「最終的には殴っても良い」という前提で指導が行われてきた。実際に体育教師や、教練を担当した軍人は、体罰を専売特許とする軍国主義教育の中核的な存在であった。しかし戦後、「体罰の全面否定」に立脚したことで、体育の授業づくりや指導方法は飛躍的に進歩してきた。残念ながら、運動部活動は課外の教育活動だったこともあり、そのような民主化の洗礼を十分に受けられなかったのである。

体罰を全面否定したところから教育が始まる。

今、運動部活動も、その出発点に立つことが求められているのだ。それが、新たな指導方法を生み出す基盤となり、また、教師の専門性を鍛えることにつながるのである。

「そうは言っても教育現場では…」という声も聞こえてきそうである。確かに理想と現実の間にはギャップがあるかもしれない。しかし、そのギャップの正体を明らかにし、みんなで議論をして、少しずつ理想に近づけていこうではないか。

「クラブ」の思想に立ち返ろう。教師集団が、体罰等の問題を議論し、解決に向けて動き出せないのであれば、子どもにも「民主主義」「自治」、そして「クラブ」を教えることができない。また、イジメや体罰といった不正に対して「見て見ぬ振り」をするのであれば、子どもはそれを敏感に察知し、同じことを繰り返すだろう。今、教師自身の「ヒューマニズム」や「自治」の感覚が問われているのであり、そして、それらの感覚を磨く「学校のクラブ化」が求められているのである。

腹をくくる必要があるのは、教師だけではない。教育行政には「学校のクラブ化」に向けた条件整備が求められる。そして、私のような大学教員もまた、クラブの一員になれる人材・教師を育てなければ、「机上の空論」を述べたに過ぎなくなる。

遠く長い道のりかもしれない。しかし、みんなで一步を踏み出そう。体罰は「運動」「部活動」の指導方法になり得ないのだから…。

【神谷 拓(かみや たく)】

中京大学体育学部武道学科卒業後、和歌山大学教育学研究科教科教育専攻、筑波大学人間総合科学研究科学校教育専攻を修了(博士[教育学])。専門分野は、体育科教育学、スポーツ教育学で、日本教育学会、日本体育学会、日本スポーツ教育学会、日本体育科教育学会等に所属している。

第6章 体罰のない部活動の実践について

1 指導理論

選手育成において、体罰とは無縁の効果的な指導法（指導理論）を3例ほど紹介します。

(1) 『ティーチングからコーチングへ』

ティーチングとは「教え込む」

ティーチングとは、「teach = 教える」の意味どおり「答えを教える」ということで、これまでの学校で典型的な指導法と言え、教員が生徒に対し、知識や技能を教え込むというティーチングがメインであった。もちろん、ティーチングも重要であり、特に、生徒が初心者や経験の浅い場合には、ある程度、手取り足取り、基本を教え込むという点では、有効な手段である。

コーチングとは「引き出す」

それに対して、コーチングとは、「coach = 馬車」という語源から「乗客をその人が望むところ（目的地）へと運ぶ」という意味が派生して、一人ひとりのニーズや性格に合わせて指導方法のパターンを変えながら目標へと導いていくというものである。つまり、コーチングとは、生徒の無限の可能性と学ぶ力を前提に、お互いの信頼関係のもと、生徒一人ひとりの多様な資質やニーズに合わせ、現実かつ具体的で実現可能な目標を設定し、その実現に向けて障壁を乗り越えていくことができるよう、自発的行動を促進し、持っている力を引き出すためのコミュニケーションスキルである。

ティーチングとコーチング

簡潔に言うと「こうすればうまくいくよ!!」と答えを与え、教え込むのがティーチングで、「どうしたらうまくいくと思うか?」と問いかけ、考えさせることにより、答えを引き出すことがコーチングとなる。

部活動指導の場面で、初心者や経験の浅い生徒には、ティーチングが主な手法となるが、いつまでもティーチングの手法だけを用いていると、生徒は常に受け身となり、指導者に依存しすぎてしまう傾向がある。また、ティーチングでは、指導者の持っているスキル等を学ぶため、指導者以上のレベルアップは、なかなか望めないというケースもある。したがって、生徒のレベルが上がるにつれてコーチングの割合を少しずつ増やしていき、生徒自身の能力を引き出すことが重要になってくる。

アメリカの世界最強プロゴルファーとして有名なタイガー・ウッズが、2000年から2001年にかけてメジャー大会を立て続けに制覇しているとき、彼を当時コーチしてい

たブッチ・ハーモンが、テレビのインタビューで、次のように答えていた。「今や世界一の技術を持っているタイガーに対して、あなたがコーチできるのですか。」という質問に対し、「もちろん、私は何も教えることはできません。私の仕事は、タイガーにたくさん質問をして、次の大会のイメージをはっきりさせることです。」つまり、ブッチ・ハーモンは「すべての答えは相手の中にある」と考え、コーチングによって、タイガーの答えを引き出し、その答えに添ったトレーニングプランを作成し、彼本来の力を発揮させていたのである。

これからの部活動のあり方

部活動は、中学校・高等学校学習指導要領の総則に「生徒の自主的・自発的な参加により行われる」と示されているように、生徒が自らの目標に向かって、練習に主体的に取り組むことが求められている。

従来型のティーチングにより、指導者の考えを押し付けるだけの指導では、指導者の考える（1つしかない）型から外れた生徒の姿が、煩わしいと感じるかもしれない。そのようなときに、体罰が起こってしまう可能性がある。

部活動において、主役は生徒であり、指導者はあくまでも生徒を陰で支える裏方（サポート役）であることを忘れてはならない。

今後はティーチングも併用しながら、生徒の成長に合わせたコーチングにより、指導の型のバリエーションを増やしていくことで、体罰のない部活動指導が実現できるであろう。

【参考文献】日本経済新聞出版社「コーチング入門」（本間正人・松瀬理保著）

(2) 『ボトムアップ理論』 ～ 主役は生徒、指導者はファシリテーター～

1996年に広島県立広島観音高等学校に赴任した畑喜美夫氏（現在広島県立安芸南高等学校在職）は、選手の自主性と量より質にこだわった練習を行うことによって、2006年の全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会を制覇した。

チームの運営、試合の選手登録、スターティングメンバーの決定や戦術等について、生徒自身に考えさせ、任せ、その決定を認めていくという「生徒が主役」、「指導者はファシリテーター（調整役）」という考えを徹底してきた結果だった。

トップダウンよりボトムアップ

組織の上層部が意思決定をして、その実行を下部組織に指示して管理していく方式をトップダウンということに対して、下からの意見を吸い上げて全体をまとめていく管理方式をボトムアップという。畑氏は監督が指示や命令をするのではなく、生徒に考えさせ、認めていく指導方法が大切であると力説する。いかに生徒の芽をつみとらず、持っている能力を最大限に発揮させ育成していくかが重要となる。

生徒、指導者が方向性を共有する

生徒に好きなように活動させるのではなく、チームとしてのミッション（使命）とビジョン（未来像）を定め、それを生徒と指導者がお互いに共有することが大切である。例えば、ミッションとしては、あくまでも人間力（知力、体力、実践力、コミュニケーション力等）の向上を目指し、ビジョンとしては、人間形成を目標として日本一魅力あるチームを作るということを共有する。

量より質の練習と生徒が運営する部活動

平日は、全体練習は週に2日、残りの3日間は生徒自身がコーディネートする。この3日間は自主練習をしても休養にあててもかまわず、どのように過ごすかを考える過程も重要である。全体練習が少ないことで練習に対する動機づけも高まり、質や強度の高い練習（脈拍トレーニング）を行うことで十分な練習成果を得ることができる。

日ごろの練習内容やチーム運営、選手登録、先発メンバー、戦術等も自主的に決定させる。試合や練習の内容についてまとめていくサッカーノート、練習以外の生活を記録していくコミュニケーションノートを指導者と生徒の信頼関係の構築に役立てる。

自分がチームをつくっているという意識を持たせる

各学年にキャプテンをおき、自分の学年を構築させると同時に、一人ひとりに役割を持たせ、責任を持って遂行させる仕組みをつくる。また、チームや個人の評価基準を決めておき、指導者、選手間でしっかりと共有しておく。例えば、社会性 賢さ 上手さ 強さ 速さというように決めておき、サッカーが上手なだけでメンバーを選出されることがないようにすることを共有する。

指導者の心構え

生徒が主体的に部活動を運営していくためには、生徒に良い緊張感を持たせるとともに、それぞれの生徒が活躍できる舞台を作ってあげることが大切になる。生徒が持っている基本的な人間力を信じ、時には我慢をして根気強く接していくことが必要である。生徒が動き出す瞬間を待ち、適切なタイミングで助言をすることによって、生徒は自ら判断し、創造し、適切な選択をしながら実行していくようになる。そこには体罰による指導はまったく必要がない。

【畑 喜美夫（はた きみお）】

広島県出身。順天堂大学卒業後、平成 8 年に広島観音高校へ赴任し、平成 17 年には、全国高校サッカー選手権大会に導き、平成 18 年には全国高校総体で初の全国制覇を果たした。

【参考】ジャパンライム株式会社「質を上げ生徒の考える力で勝負する！畑喜美夫・ボトムアップ理論の概要と実際」

(3)指導スキルのレベルアップ『ペップトーク』

日本ペップトーク普及協会 会長 岩崎 由純 氏

指導者は学ばなければならない

私が「ペップトーク」を普及・推進するのは、スポーツ界で連綿と続くハラメントの連鎖（自分が受けてきた指導を、そのまま自分の選手にもすること）を断ち切るためです。

指導者には表現力や伝える力に加えて、人の話を聴く力、すなわち傾聴力も必要です。目の前の選手たちの、性格や感情表現の仕方まで掌握できなければならず、そのためには心理学的な要素も必要となります。

これまでの日本では、そうしたことを体系的に学んでいない人が経験則で、時に体罰をしながら指導している時代が長くありました。しかし、今はそんな時代ではありません。正しい「教え方」だけでなく、正しい「導き方」ができるよう、指導者が学ばなければならない時代なのです。

そこで、体罰以外の方法で選手を育てるためには、指導者が選手のこころの声を傾聴し、受け入れ、背中を上手に押してあげる声掛けをしてあげなければなりません。

実際に現場で指導している指導者の方にすれば、「現実はそんなに簡単なものではない」「言葉ですべて解決するなら苦労はしない」と思われるかもしれませんが、私自身、そうした現場をたくさん経験してきました。しかし、現在は体罰によらない方法で選手を導くことを、考えていかなければならないのです。

ペップトークとは

さて、本題の「ペップトーク」ですが、「ペップ (pep) 」とは、元気や活気という意味の単語です。ですから「ペップトーク」とは、元気や活気を与える話、という意味で広義にはとらえられています。そしてスポーツの世界においては、いざ本番に向かう、本物の真剣勝負の舞台へ上がろうとする選手への声掛けを指します。選手がその気になり、魂が震え、覚悟を決められる、そんなスピーチです。

選手の背中を押してあげるような声掛けをするためには、言葉遣いが非常に大切になります。ネガティブな言葉を使えば、その時点で選手は悲観的なイメージを持ってしまいます。なかには「なにくそ」と思う選手もいるかもしれませんが、それはやる気ではなく、あくまで反骨心に過ぎません。

私がアメリカで出会った偉大な指導者たちは、いずれもそうしたスピーチが非常に上手でした。彼らはまず選手たちのありのままの現状を肯定することから入ります。「今持っているものをすべて出し切ろう」という発想からスタートする。日本でよく耳にする「お前ら、こんなことで勝てると思っているのか！」というような言葉は絶対に使いません。

カレッジフットボール史上最高の監督とも評されるアラバマ大学のベア・ブライアント監督は、かつて新入生に対するスピーチのなかで、「相手の力が 85 で、自分たちの

力が 75 だとしても、我々はいつも 75 を出し切るようにしよう。相手が常に 85 を出せるとは限らない。我々がいつも 75 を出していれば、必ず勝てる日がくる」と語ったそうです。

常に自分自身を越えるよう練習し続けられれば、そうではない相手をいつか越えられる。とにかく現状の自分たちを受け入れ、肯定することから始めるのです。そして彼らはそこから何をすべきか、どの方向へ進んでいくべきかを導いていきます。

ペップトークを実際に活用する際のポイントを、次にまとめましたので、ぜひ現場で活用してみてください。

あげるのは手ではなく、指導スキルのレベル。ぜひ、体罰をなくしていきましょう。

ペップトーク活用術（バレーボールの指導例）

ポイント 1 『現状を受け入れる』

まず、チームの選手たちの現在の状況を受け入れてください。たとえ、相手の力が上だとしてもです。

ポイント 2 『ポジティブな表現を使う』

ネガティブな表現は、百害あって一利なし。「10 回戦えば 9 回負ける」ではなく、「相手が 9 回勝つだろう」という表現で、「では、1 回の勝ちを手にするために何をすべきか」を具体的に示します。

ポイント 3 『効果的なキーワードを含める』

例えば、レシーブがテーマなら、スピーチに「今日は最高のレシーブを見せてやろう」というフレーズを入れます。それによって、試合中に「レシーブ！」と言うだけで、選手は何をすべきかを瞬時に、そして明確に認識できます。

ポイント 4 『内容はコンパクトかつシンプルに』

相手が誰であっても、スピーチは短く言い放ったほうが頭に入りやすいものです。故事や成句を引用してややこしい話をして、選手は「？」となるだけで、何をすべきか全く理解できません。

ポイント 5 『イメージを活用する』

話す側(指導者)と聞く側(選手)が、同じイメージを共有できなければ意味がありません。指導者は勝たせたいと思って「負けたら罰走！」と言ったとしても、選手は試合中ずっと「負けて走らされている自分の姿」を思い浮かべてしまうもの。それでは「走らされたくない」という気持ちにしかありません。「勝ってみんなで喜ぼう！」等、成功してみんなで称え合うイメージの言葉を選びましょう。

私がペップトークについて話をする際、ポジティブな表現を「ポジティブ語」と呼んでいます。相手がフランス人ならフランス語でしゃべらなければ意思は伝わらないのと同様、「お前ら何をやってんだ！」と怒るのではなく、その気持ちをポジティブ語に翻訳して表現することが大切です。体罰や言葉の暴力を根絶させるためには、そういう能力を指導者が身に付けていくべきです。繰り返しになりますが、選手に伝わるスピーチを行うためには、指導者はますます勉強しなければならないのです。

【岩崎 由純（いわさき よしづみ）】

山口県出身。日本体育大学卒業後、アメリカに留学し、帰国後、女子バレーボール・NECレッドロケッツのコンディショニングアドバイザーを務める。日本体育協会公認アスレティックトレーナー。

【参考】公益財団法人日本体育協会発行「Sports Japan」

2 実践例

本県の中学校・高等学校で、体罰を行うことなく、全国優勝という輝かしい指導成果を挙げている2人の指導者に、それぞれの指導理論をご紹介いただくとともに、どうすれば体罰のない部活動を実践できるのか、そのヒントになるお話をいただきました。

(1) 『体罰によらない部活動指導について』

バスケットボール女子日本リーグ機構 羽田ヴィッキーズ 監督 星澤 純一 氏
(元県立金沢総合高等学校女子バスケットボール部顧問)

35年間、金沢総合高校(旧富岡高校も含む)で女子バスケットボール部を体罰せずに指導してきた。昨年より、体罰が社会問題として騒がれているが、なぜ体罰をしなくても指導できたのかを考えてみる。

自分自身は、中学時代の陸上競技と高校からのバスケットボールで体罰を受けた経験が無い。これは、虐待の連鎖とも共通しているのではないだろうか。指導者を選べる選手は少なく、指導者との出会いが大きく影響するのである。

次に、大学のバスケットボール部部長が卒業を祝う会で言った「部活動で体罰をするべからず。」という話が印象深かったこと。部長さんの実家が神社で、神主さんを兼ねていたからありがたい話に聞こえたのか定かではないが。

富岡高校に着任したときに、1・2期生と「日本一になる。」と約束をした日から「日本一勉強するコーチになる」と宣言した。それは、今日でも実践しているが、ほとんど自己満足の世界かもしれない。バスケットボールの指導書は120冊を越え、トレーニング、栄養、心理、経営、啓発書、宗教等人間に関わる書物を読みあさった。電車通勤だからできたことで、車の免許が無いことに感謝している。

特に、宗教学は、世界の3大宗教に共通することが多く、私の得意の「説教」に結びついているのだと思う。相手に理解してもらおう「説得」と共通し、頭で理解させて行動させるのである。元々話が上手い方であり、妻と結婚できたのも「説得」だったのかもしれない。

選手に恵まれたことも理由の一つになる。「日本一」という夢(初優勝以後は目標)に向かって努力する選手が多かったから、体罰をする環境が無かった。

では、体罰がなぜ起こるのかを自分なりに分析してみる。99%の指導者がアマチュアだということ。外国の指導者は、ほとんどがプロである。学校教育の中でおこなわれてきたことが最大の原因である。指導者の勘違いもある。皆「先生!」「先生!」と呼ばれるし、選手を人質に取っているのだから。ただし、昨今ではモンスターペアレントなるものの存在があり、人質状態にないこともあるようで。

教育系の大学でも授業をどうするかは勉強してきても、部活動指導の教育をしっかりと受けている人が少ないことも問題である。したがって、指導者になってから研鑽をするしか

ないのである。医者等と同様に指導資格を取得できればいいのであるが、時間と費用の問題が浮上する。年休をとって自腹では、研修に行く気持ちがめげるばかりである。

高校の現場も自分の若かりし頃よりはるかに忙しくなっている。また、自己分析をして「自分は普通である。」と思っていたが、「かなりの変人。」と認識しているので、私のようにと言っても無理があるかもしれない。変人に成功例を聞いても影響度は小さいかもしれないが、一般の指導者にとって、どうすれば体罰なしに部活動指導ができるか、少しでも参考になればと思う。

神奈川県であれば、県主催の研修会を充実させる以外に方法はないのではないだろうか。いかに多くの指導者が参加できるかである。日程の調整も大変だし、誰を講師にするのかも苦労する。指導者にやる気を出させるための報奨制度も充実させなければ（予算もかかるが）。本気で体罰を失くすなら今しかないと思う。時間の経過とともに「喉もと過ぎれば」にならないように。

指導者側からすれば、「夢を持つ」「夢を与える」「夢を共有する」という精神になるということをアドバイスしたい。選手時代に体罰を受けたことのある指導者は、特に意識してほしい。

主役は、選手である。

【星澤 純一（ほしざわ じゅんいち）】

昭和 52 年に県立富岡高校に着任後、女子バスケットボール部を指導し、全国高校総体に 16 年連続 25 回出場し、優勝 3 回（昭和 63 年、平成 10 年、平成 23 年）を含んでベスト 4 入り 10 回、ウィンターカップには 13 年連続 22 回出場し、優勝 1 回（平成 16 年）を含んでベスト 4 入り 7 回の輝かしい実績を残した。

(2) 『体罰によらない部活動指導について』

～選手強化に体罰はいらない～

横浜市立金沢高等学校 主幹教諭 加藤 智明 氏

(前横浜市立田奈中学校陸上競技部顧問)

次のような「心がけ」をもち指導していたら「体罰」は起こらないのではと考えます。

教えるから育てるへ (生徒を指導者に合わせる 生徒に自分を合わせる)

「育てる」は生徒の近くにいること。何を考えているかを感じ、言動や表情を読み取ることができる。次に何を考えているか予想がつけば、どんな言葉を伝えるか思い当たります。それが「水」であったり「肥料」であったりするのです。次にどこで伝えるか。みんなの前が良いのか、誰もいないときが良いのかです。朝であるか夕方であるか、または、暑い日であるか寒い日であるか等です。これが時期と場所です。若い時は教えることばかりして、それが教育だと思っていました。教えることばかりでなく、育てることができれば「教」と「育」が成り立ち、初めて「教育」となるかもしれないと今は思っています。「教える」は自己満足で終わることはできますが「育てる」には、責任と我慢と時間がかかります。「育てる」ことができるようになり、少しずつ「教える」ことが以前より楽になり「育てる」気持ちをもち始めてから言葉が生徒に伝わりやすくなってきたような気がします。

教師として大切なこと、生徒との良い関係づくりから「信用と信頼」を得る

良き陸上競技部顧問であると同時に、より良き教科担任、学級担任になるように心がける。学校全体、学年全体を見通して、周囲の先生方と協力して意欲的に仕事を行う。このことが生徒たちからの信頼を得られ、他の先生からの協力や支援をしてもらえる基礎になると考えています。

部員である前に中学生であることを自覚させる。下校時間、学校の規則を守らず勝利を得ても、何ら意味のない(価値のない)ことを理解させ、自ら規則を守り、与えられた場所と時間を最大限に活用し、努力する生徒の育成を目指す。学校教育の一環としての位置付けの部活動であるので、社会の一員としての自分の立場を理解させる。

陸上競技部顧問である以上、陸上競技の技術・指導法についての研究はとっても大切です。「これは！」と思う指導者や選手に尋ねたりして、新しいものを学習したりすることができます。常によりよいものを目指す向上心が大切です。自分なりに理解した上で指導し、これがやがて生徒にとって大きな成果をもたらす要因となります。先生を信じれば！

生徒一人ひとりにとっては、一生に一回きりの中学時代の部活動であることを肝に銘じながら指導する。今年はダメだからと早く見切りをつけてはいけない。毎年の生徒を全力で指導する。顧問には、自分の子供のことしか眼中にない保護者の熱い熱い眼と、冷静な分析力を持つ評論家の眼の両方が必要です。一般的に評論家の眼を持った顧問は多く、保護者の眼を持った顧問は少ない。生徒を育てる（強化）には、その生徒の保護者の眼（立場）が必要であると考えます。

保護者との協力体制について（指導者と保護者の心が同じベクトルをもつ）

保護者会を開催し、保護者の生の意見を聞き、考え方を知るとともに、自分自身の顧問としての指導方針、考え方を伝え理解を求める。

保護者の不安は、健康面と学習面（進路）に関する事。その心配を軽減できるように顧問が努力することが重要になります。

こまめにプリントを配布し活動の理解を深めてもらい、情報の共有化を図る。

以上、思いつくままに挙げてみましたが、指導の基本としては、大切な生徒を保護者から預かっているということを絶対に忘れてはならないということです。

【加藤 智明（かとう ともあき）】

横浜市立田奈中学校に在職中（10年間）陸上競技部を指導し、多数の全国大会出場者、入賞者を出した。また、全国駅伝大会にも3回出場し、平成22年には、神奈川県勢として、男女を通じ初めて全国の頂点に立つ。

3 神奈川県らしい部活動のあり方について

部活動の意義を踏まえ、生徒が主体的に取り組む、望ましい（神奈川県らしい）部活動のあり方について、様々な視点からまとめました。

（１）部活動を通じた人づくり

学校教育の一環として行われる部活動は、単に技能や表現力が向上するだけではなく、個性・能力の伸長や学習意欲の向上、好ましい人間関係の形成、責任感・連帯感の涵養、心身の健全育成、生涯学習の基礎づくり、適性・興味・関心の追求、所属意識や愛校心の涵養等、様々な意義や効果をもたらす教育活動です。

現在、神奈川県では、「かながわ部活ドリームプラン 21 version」推進計画により部活動活性化の推進に取り組んでおり、多くの生徒が部活動に取り組むことにより、同プランの基本理念である「未来に羽ばたく人づくり」を実践しています。したがって、人格形成の場である部活動において、体罰は絶対に根絶するべきです。

（２）本当の意味の「自ら考え、行動できる生徒」とは

全国で好成績を挙げている学校の指導者たちが語る言葉を拾うと、ほとんどの指導者が「勝利よりも人づくりが第一」といった類の価値観を語り、「言われたとおり動くようでは駄目、生徒には自主的な判断、行動をさせている」と言います。

ただ、その言葉だけを真似て「生徒には強制せず、自分で考えさせている」と言っておきながら、実際には生徒がそのように動いていないケースがあります。

最初から生徒が答えを見つけられるわけではありません。初歩の段階では、選択肢を絞って提示し、その次の段階では、選択肢の数を増やし、最終的には、自分自身で自由に答えを見つけさせるといった段階的な指導が必要です。

放任主義の指導と自主的な活動を尊重した指導とは、根本的に違うことを理解すべきです。

（３）適切な目標設定

部活動（特に運動部）を行う中で、勝利を目指すこと、今以上の技能や記録に挑戦することはごく自然なことであり、それを学校として支援することは問題ではないが、大会等の勝利だけに固執してしまうことは、避けなければなりません。

各部の実情に応じて適切な目標設定を行うとともに、指導方針、指導計画等を生徒はもちろんのこと、保護者等に対しても、保護者会等を通じて説明し、理解を得るようにすることが大切です。

(4) 生徒の状況把握

生徒の状況を把握することは、学校生活全般においても重要なことです。部活動指導においても、生徒が部活動に何を求め、どのような心身の状況にあるのかを把握する等して、生徒の状況に応じて柔軟に対応することが求められています。日頃から、生徒とのコミュニケーションを大切にし、部活動日誌を活用する等して、生徒が発するシグナルを見逃さないようにすることが大切です。

(5) ニーズとシーズ

ビジネスの世界には、「ニーズ」と「シーズ」という言葉があります。顧客が「こんなものを欲しい」と思うのがニーズ、企業が「こんなものを提供したい」と思うのがシーズです。近年、ニーズがますます高度化・多様化・多質化し、シーズとの食い違いが大きくなり、顧客の要求に応えきれないという状況になっています。これらニーズとシーズのマッチングが、企業に求められています。

学校でも同様に、同じ部活動内でも、大会等での好成績を望む生徒がいる一方で、自分のペースで部活動を楽しみたい生徒や様々な種類の部活動に参加したい生徒もいる等、多様なニーズをもった生徒がいます。その生徒のニーズに対し、指導者がニーズを満たしながら、シーズに沿った形で指導をマッチングさせ、成果を出していくことが、今の学校に求められています。

(6) 複数顧問による運営・指導

部活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためには、学校の実情に応じて、指導体制の工夫改善に努める等、学校全体で組織的に進めていく必要があります。顧問の教員1人に任せきりにしないよう、複数の教員で運営・指導に当たることが大切です。

また、管理職による部活動観察を定期的に行うことで、学校として指導状況の把握に努めることも必要です。

(7) 外部指導者との緊密な連携

部活動は学校教育の一環であることから、顧問の教員が主となり、指導することが基本となりますが、顧問の教員では、専門的な指導が難しい場合に、学校外の専門的な指導者による技術指導等が必要となります。

その場合には、外部指導者に学校の教育目標や部の目標、指導方針等を理解してもらうとともに、顧問の教員と互いの役割分担等について十分に協議し、緊密な連携を図ることが大切です。

また、外部指導者の委嘱に当たっては、委嘱予定者の履歴や知識、技能等を勘案した上で、校長が面接を行い、教育活動としての部活動の意義や人権に対する配慮等の留意事項について十分説明し、理解を求めることが重要です。

(8) 生徒とともに学ぶ

「学ぶことをやめたら、教えることをやめなければならない。」これは、2001年1月に日本サッカー協会が主催した講習会の講師として招かれ、当時のフランス代表監督であったロジェ・ルメール氏が、その講演の冒頭で語った言葉です。当時誰もが世界最強と認めるフランス代表監督から、指導者としての基本的精神論が強調されたことは、出席者全員の胸に響いたことは間違いありません。

生徒の技能は、指導者の過去の実践や経験によるものだけでなく、科学的かつ合理的な理論に基づいた練習方法・内容により向上が図られます。そのためには、常に日進月歩の技術論・トレーニング理論の情報収集に努めることが必要です。

生徒が学ぶこと以上に、指導者は指導力向上のために自己研鑽を図り、国、県、大学、関係団体等による研修や講習会に積極的に参加することが望まれます。

(9) 体罰で生徒の技能向上は望めない

部活動において体罰を行った指導者が「生徒を発奮させるために行った」ということが、しばしば聞かれ、体罰を受けた生徒からも「お陰で気合が入りその後のプレーがうまくいった」ということが聞かれることもあります。これは、生徒の心理面において、一時的に効果があると錯覚したものと考えられ、決して技能そのものが向上したわけではありません。

指導者も生徒も一時的に効果があると誤って認識してしまうことで、体罰が繰り返される傾向があります。また、自分自身に被罰経験がある者が、指導者になって生徒に体罰を行う傾向が強いという調査結果もあります。

精神面の強化はもちろん大切ですが、精神論のみに固執してしまい、そのための手段として体罰を行うことは、まったく意味のない指導であることを理解することが大切です。

第7章 神奈川県出身のアスリートから『体罰根絶に向けたメッセージ』

『体罰は自立を妨げる』

僕自身は体罰とは無縁の中で育ってきました。プライマリー、ジュニアユース、ユースというF・マリノスでの育成時代には、体罰のない環境の中で、のびのびとサッカーをやらせてもらいました。僕自身が、今こうしてプロサッカー選手になれたのも、F・マリノスでの育成時代があったからだと思います。指導者の方々にも恵まれ、サッカーへの取り組み方はもちろんですが、挨拶や言葉遣い等、サッカー選手である前に“人として”という部分、そして、ピッチ内外問わず、“自ら考える力”というものを養われたと思っています。個人的には、体罰は自立を妨げ、その人の成長の芽を摘みかねないと思います。体罰と厳しい指導はまったく別のものです。スポーツを、そしてサッカーを愛する人たちにとって体罰のない環境が実現すればよいと思います。

【齋藤 学(さいとう まなぶ)】

川崎市出身。横浜F・マリノス所属。FW11番。小学生時代から一貫して横浜F・マリノスの下部組織に所属し、平成21年にトップチームに昇格した。平成24年にロンドン五輪サッカー日本代表に選出され、4位入賞に貢献した。

『信頼と思いやり』

競技に一生懸命取り組みたい、目標を達成したい、ということは一人ではできません。必ず支えてくれる人がいます。同じ目標に向かう監督、コーチは大きな目標を達成する上で二人三脚となる存在です。だからこそお互いの信頼と思いやりが目標達成へと繋がるのです。信頼と思いやりが競技をする上で最も大切な事だと思います。

まっすぐな気持ちで競技に打ち込める環境作りが、選手にとって目標達成への近道となるよう願っています。

【吉川 美香(よしかわ みか)】

相模原市出身。荏田高校卒業後、パナソニック女子陸上競技部に所属。日本選手権1500mでは、平成18年から22年まで5連覇。平成24年の日本選手権10000mで優勝し、ロンドン五輪の女子5000mと10000mに出場。平成25年1月の全国都道府県対抗女子駅伝では神奈川県のアンカーとして優勝(大会新)に貢献。昨シーズンで引退。

『体罰のない部活動の実現に向けて』

私は中学校から9年間陸上競技に取り組んでおり、その間に昨今取り沙汰されている「体罰」を受けたことはありません。スポーツで「喜び」を味わう為には、辛く苦しい道を通らざるを得ません。「その加減は人それぞれだ」と言われる人も多いと思いますが、過度な辛苦を伴うやり方で得た「喜び」は、部活動という範囲を超えてしまっているように感じます。プロ選手であるならまだしも、生徒が行う部活動という範囲を超えた指導下での勝利に、果たして選手たち自身は純粋に笑顔で「楽しかった」と言えるのでしょうか。

9年間の陸上競技生活で、私は中学・高校の日本一に立つことができました。その過程に過度な指導はなかったと胸を張って言えますし、そのような環境で陸上競技に取り組んできたからこそその結果であると思っています。今一度、部の仲間と笑顔で競技に取り組める環境を見直していくことが大切であり、何事も楽しむ気持ちを忘れないようにしてほしいと思っています。

【矢澤 航(やざわ わたる)】

横浜市出身。平成18年の全日本中学110mH優勝(岩崎中)、平成21年の全国高校総体110mH優勝(法政二高)、平成23・25年の2回、日本選手権110mH優勝(法政大)、平成25年アジア選手権110mH銅メダル。日本代表として、今後さらに飛躍が期待される選手。

第8章 参考資料

参考資料1

体罰発生時の対応例

- (1) 児童・生徒への対応について
 - ア 怪我の確認と対応 ... 怪我の状況を素早く確認し、医師の治療等対応を行う
 - イ 状況の確認 ... 体罰が発生した状況を確認する
 - ウ 周辺児童・生徒への指導 ... 周辺から状況を聞くとともに、必要なケアや指導を行う
 - エ 継続的な指導・支援 ... スクールカウンセラー等による心身の回復のための支援を行う
- (2) 保護者への対応について
 - ア 状況の確認 ... 報告すべき内容を確認する
 - イ 保護者への連絡 ... 早期に連絡をする
 - ウ 家庭訪問による説明 ... 校長や教頭等管理職が直接家庭に訪問し、謝罪及び体罰が起きた経緯、今後の対応について説明する
 - エ 継続的な対応 ... 被害児童・生徒の心身の回復を行うとともに、学校の取組み状況等を説明する等継続的に対応する
- (3) 体罰を加えた教職員への対応について
 - ア 行為を止める ... 周囲の教職員が行為を止める
 - イ 状況の報告 ... 本人及び他の教職員が管理職へ報告する
 - ウ 事実の確認 ... 体罰が起きた経緯を管理職が聞き取る
 - エ 謝罪等 ... 謝罪の方法や今後の指導等について、管理職と確認し対応する
 - オ 責任ある対応 ... 処分等含め、責任ある対応を求める
- (4) 学校(校長)の対応について
 - ア 怪我の確認 ... 怪我の状況を素早く確認し、医師の治療等対応を行う
 - イ 初期の事実確認 ... 被害児童・生徒、周囲、当該職員等から事実を確認する
 - ウ 教育委員会に連絡 ... 第1報として、早めに状況を連絡する
 - エ 緊急対策会議の実施 ... 対応方針を決定するとともに、役割や計画をつくる
 - オ 保護者への対応検討・決定 ... 状況に応じた対応を決定する
 - カ 保護者への説明及び謝罪 ... 学校長や教頭等管理職が直接家庭に訪問し、謝罪及び体罰が起きた経緯、今後の対応について説明する
 - キ 教育委員会への報告 ... 調査した内容を報告する
 - ク 体罰を加えた教職員への指導 ... 聞き取りの継続や指導の停止等必要な指導を行う
 - ケ 課題の整理 ... 再発防止に向けて学校としての課題を整理する
 - コ 学校として体罰根絶の取組み実施 ... 具体的な対応策を実施する

管理職用チェックリスト

< 体罰を認めない学校風土づくりに向けて >

体罰の根絶について、校長自らその趣旨を平素から教職員に周知し徹底しているか
体罰について「このくらいなら問題ない」という間違った雰囲気や教職員に許していないか
体罰根絶に向けて校内研修を実施しているか
児童・生徒の人権を尊重する学校となっているか

< 教職員の指導力向上に向けて >

教職員の人権感覚を高める研修や取組みを実施しているか
科学的根拠に基づいた指導方法等の校内研修を実施しているか
互いの授業を見合い、指導力の向上に努めているか

< 教職員の協働的取組みに向けて >

日ごろから児童・生徒の指導に当たる教職員の目線に立ち、積極的にコミュニケーションを図り、指導上の悩みや思いを理解するよう努めているか
教職員が、互いの指導について率直に話し合える関係となっているか
不適切な指導や体罰が疑われるとき、教職員が管理職に相談できる体制となっているか

< 日常的な未然防止に向けて >

校長自らが、校内を巡回し授業や部活動の状況を把握しているか
体罰の未然防止にむけ、アンケートの実施や相談窓口の設置をしているか
定期的な校内巡回や複数の教職員により生徒指導がなされているか
不適切な指導や体罰が認められた時、すみやかに教育委員会へ報告するとともに教職員へ適切な指導をする体制が整えられているか

< 部活動の健全な実施に向けて >

部長会の活用等により、生徒が主体となった部活動となっているか
勝利至上主義や根性論が中心となった部活動となっていないか
体罰について「勝利のためなら仕方ない」という誤った雰囲気を許していないか
部活動の外部指導者とは、十分に指導方針について共通理解がなされているか

体罰の実態把握に関する調査において体罰と判断した行為と事案の視点
(県立学校での事案から抜粋)

行為の概要	
部活動の試合で不本意な結果であった複数の生徒に対し、頭を平手で叩く、膝で太ももを蹴る、つま先で腹を蹴る、髪の毛を上に引っ張る等の行為を行った。	
< 事案の視点 >	
指導の態様	- 平手で叩く、蹴る、髪の毛を上に引っ張る等の行為を行った。
指導の状況	- 部活動において不本意な結果はあくまで試合の結果であり、生徒が意図的に起こしたことはない。教職員の一方的な指導であり、逸脱した指導といえる。練習内容や戦略等に対して指導すべき状況と考えられる。
授業中、指示に従わず授業を離脱していた複数の生徒に対し、頬等を平手で叩いた。	
< 事案の視点 >	
指導の態様	- 複数の生徒に対し平手で叩く行為を行った。
指導の状況	- 授業を離脱した生徒に対し指導を行うことは必要な指導である。しかし、指示に従わないことを理由に、叩くことは逸脱した指導といえる。行動の背景にも考慮が必要である。
朝、生徒に「おはよう」と呼びかけたところ、馬鹿にする様な態度をとられたと感じたため、肩を拳で殴った。	
< 事案の観点 >	
指導の態様	- 肩を拳で殴る行為を行った。
指導の状況	- 朝のあいさつは教育的指導である。しかし、馬鹿にされたと感じたのは教職員の主観で感情的な対応であり、逸脱した指導といえる。
授業中、再三の指導にも従わず、なおも後ろの席の生徒に話しかけ、足を投げ出す姿勢の生徒に対し、足を蹴った。	
< 事案の観点 >	
指導の態様	- 足を蹴るという行為を行った。
指導の状況	- 授業を受ける姿勢を指導することは必要な指導である。再三の指導を受け入れない状況においても、授業時間外で指導を継続する等、教科担当と担任が粘り強く指導することが必要である。蹴った行為は逸脱した指導といえる。
授業中、生徒が持っていた大金づちを落とし教員の指に当ててしまったが、謝ることもなかったため、叱責とともに腹を手で叩いた。	
< 事案の観点 >	
指導の態様	- 腹を手で叩いたという行為を行った。
指導の状況	- 不可抗力であっても、物を落とし教員に苦痛を与えたことに対して、生徒が謝罪をしないことは指導が必要な状況である。しかし、謝罪がなかったことに感情的に対応しており、逸脱した指導といえる。

写

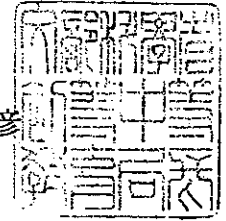
25文科初第1269号
平成25年3月13日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

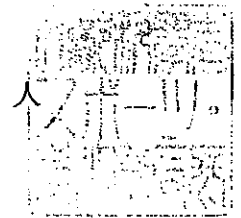
布 村 幸 彦



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局長

久 保 公 人



(印影印刷)

体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）

昨年末、部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為であり、平成25年1月23日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」においても、体罰禁止の徹底を改めてお願いいたしました。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成19年2月に、裁判例の動向等も踏まえ、「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」（18文科初第1019号 文部科学省初等中等教育局長通知）別紙「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。

また、部活動は学校教育の一環として行われるものであり、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感の涵養（かんよう）等に資するものであるといった部活動の意義をもう一度確認するとともに、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであると

いう認識を持ち、部活動の指導に当たる教員等は、生徒の心身の健全な育成に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や、望ましい人間関係の構築に留意し、適切に部活動指導をすることが必要です。

貴職におかれましては、本通知の趣旨を理解の上、児童生徒理解に基づく指導が徹底されるよう積極的に取り組むとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知の周知を図り、適切な御指導をお願いいたします。

記

1 体罰の禁止及び懲戒について

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下「教員等」という。）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 懲戒と体罰の区別について

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合

は、体罰に該当する。

3 正当防衛及び正当行為について

- (1) 児童生徒の暴力行為等に対しては、毅然とした姿勢で教職員一体となって対応し、児童生徒が安心して学べる環境を確保することが必要である。
- (2) 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛又は正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

4 体罰の防止と組織的な指導体制について

(1) 体罰の防止

- ① 教育委員会は、体罰の防止に向け、研修の実施や教員等向けの指導資料の作成など、教員等が体罰に関する正しい認識を持つよう取り組むことが必要である。
- ② 学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要である。
- ③ 校長は、教員が体罰を行うことのないよう、校内研修の実施等により体罰に関する正しい認識を徹底させ、「場合によっては体罰もやむを得ない」などといった誤った考え方を容認する雰囲気がないか常に確認するなど、校内における体罰の未然防止に恒常的に取り組むことが必要である。また、教員が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談できるようにするなど、日常的に体罰を防止できる体制を整備することが必要である。
- ④ 教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要がある。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要である。

(2) 体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底

- ① 教育委員会は、校長に対し、体罰を把握した場合には教育委員会に直ちに報告する

よう求めるとともに、日頃から、主体的な体罰の実態把握に努め、体罰と疑われる事案があった場合には、関係した教員等からの聞き取りのみならず、児童生徒や保護者からの聞き取りや、必要に応じて第三者の協力を得るなど、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。あわせて、体罰を行ったと判断された教員等については、体罰が学校教育法に違反するものであることから、厳正な対応を行うことが必要である。

- ② 校長は、教員に対し、万が一体罰を行った場合や、他の教員の体罰を目撃した場合には、直ちに管理職へ報告するよう求めるなど、校内における体罰の実態把握のために必要な体制を整備することが必要である。

また、教員や児童生徒、保護者等から体罰や体罰が疑われる事案の報告・相談があった場合は、関係した教員等からの聞き取りや、児童生徒や保護者からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めることが必要である。

加えて、体罰を把握した場合、校長は直ちに体罰を行った教員等を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会へ報告することが必要である。

- ③ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ることが必要である。

5 部活動指導について

- (1) 部活動は学校教育の一環であり、体罰が禁止されていることは当然である。成績や結果を残すことのみにも固執せず、教育活動として逸脱することなく適切に実施されなければならない。

- (2) 他方、運動部活動においては、生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や、仲間との連帯感を育むものである。ただし、その指導は学校、部活動顧問、生徒、保護者の相互理解の下、年齢、技能の習熟度や健康状態、場所的・時間的環境等を総合的に考えて、適切に実施しなければならない。

指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない。

- (3) 部活動は学校教育の一環であるため、校長、教頭等の管理職は、部活動顧問に全て委ねることなく、その指導を適宜監督し、教育活動としての使命を守ることが求められる。

【別紙】

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

以上

神奈川県環境大使 白井貴子さんからの『体罰根絶に向けたメッセージ』

この 20 数年の時代の変化～進化、地球環境の変化等で、ありとあらゆる世界でこれまでの「常識」が一変し、新しい「常識」が生まれています。

たとえば、以前なら「ケガをしたら消毒をして赤チンを塗る」、「運動の時には、あまり水を飲まない方がいい」が常識でしたが、今では「ケガをしたら水で洗って、そのままキズをふさぐ」、「運動の時、水はなるべく沢山飲む」。この 180 度の違いには驚きです。

体罰もかつては「特訓」という名の下に、マンガやドラマでもかなり手荒いシーンは山のようにありました。

でも今では、そんなトレーニングも意味をなさないことは科学的にも実証されて、最近では、テレビで知ったことですが「グイグイ進む」とか「ガンガン飛ばす」とか「オノマトベ」というフランス語が語源のリズム感ある言葉を多用すると、成績も良くなっていくというデータが出ているそうです。きっと楽しい語感が脳にいいイメージを送り、体が力の抜けたいい状態になるのかもしれませんが。

体罰は日本の古くからの風習で、特に戦前・戦後の厳しい時代に組織の統制を図り、上下の関係を誇示する力があつたのではないのでしょうか。

でも、もう今の時代には適さない不必要なことです。

指導者の皆さんは「豊かな教育から生まれる、良い成績」そして「未来を担う子どもたちの幸せを作る」ことが一番の仕事だと思いますので「体罰をなくす」という一部分的な、それこそキズに消毒剤を塗るような方法、考え方で「体罰をなくそう」と思っただけではもうダメだと思います。

一番大切なことは、自分なりのイメージをしっかり持って、理想のビジョンを描いて取り組むこと。

私はここ 5 年ほど、特に大震災以降、原発からの放射能の問題に直面してしまつてからは、「私たちはもう一度、幸せの価値観を根底から変えなければ幸せになれない」と痛感し、その思いに「SOURCE OF HAPPINESS」というタイトルを付けて日々を生き、楽しく音楽を通じてその思いを伝え活動しています。

そんな自分の理想のイメージがあるからこそ、それが「夢」となり歌が生まれます。

まず、自分が「信じられる、目指すべき理想の世界」をイメージすることは、一人ひとりの生徒と向き合つてゆく時、とても大切なことです。

音楽は、叱れば叱るほど「つまらないもの」になります。恐怖に脳～体が反応して固くなってしまふからです。特に歌は体が楽器だから、その楽器が硬直したら空気との共鳴が止まりトーンダウンします。

スポーツも体が全てですから、きっと同じだと思います。

スポーツウエアもこれまでは「綿」が一般的で、ナイロンは風を通さないとされていましたが、そのナイロンが素晴らしい進化を遂げ、快適な着心地となっている今、それを着ている肝心の中身の人間が 100 年前と同じステージにいてはいけません。

そんな古い体質、世界観を客観的に受け止め、俯瞰で自分～時代を見て「進化」できていないことに気づけば、きっとこれまでの体罰の精神構造から脱皮したいと思うはず。

「いい風習は残し、悪しきは排除」

子どもたちに、沢山のいい空気が溢れる、地球のエネルギーと共に飛躍できるような楽しく前向きで平和な先生の新しい時代への「教育という名の新曲」が全国の学校で響き渡ることを心から願っています。

「新しい教育のイメージ」を描いて「前向きに心の空気を抜く心の訓練」を繰り返してゆけば、きっと「新しいフットワーク」が生まれるはず！

私の仕事で言うなら毎日がステージのように、先生というお仕事は本当に大変な仕事だと思いますが、「国の底力～未来」を創る素晴らしい仕事ですから、皆さんどうぞプライドを持って楽しく邁進してください！

私も皆さんと共に歌を通じて子どもたちの「豊かな未来」を描いて頑張ります！

【ミュージシャン 白井 貴子(しらい たかこ)】

藤沢市出身のシンガーソングライター。平成 19 年に、初代かながわ環境大使に任命。現在は、個人レーベル「ROD」を設立し、作詞、作曲、バンド活動等幅広く活動中。

体罰、暴力行為、いじめ等に関する学校外の相談窓口

体罰についての相談窓口

体罰相談窓口（神奈川県教育委員会 保健体育課）

TEL 045-210-8315 平日 8:30～17:15

電子メール 県教育委員会のホームページから相談窓口専用ページに入り、
ご相談ください。（返信に数日かかる場合があります）

HPアドレス...<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6556/>

教育全般についての相談窓口

総合教育相談（県立総合教育センター：教育相談センター）

TEL 0466-81-0185 平日 8:30～21:00

土・日・祝休日 8:30～17:15

電子メール soudan@edu-ctr.pref.kanagawa.jp（返信に数日かかる場合があります）

いじめ・犯罪被害などの相談窓口

ユーステレホンコーナー（県警察少年相談・保護センター）

TEL.0120-45-7867（フリーダイヤル）

TEL.045-641-0045 FAX相談045-641-1975

受付時間[月～金 8:30～17:15] 休み 土・日・祝日・年末年始



人権（いじめ・虐待・暴力など）に関わる相談窓口

子ども人権110番（横浜地方法務局人権擁護課）

TEL.0120-007-110（フリーダイヤル）

TEL.045-212-4365 横浜地方法務局の各支局でも相談できます。

受付時間[月～金 8:30～17:15] 休み 土・日・祝日・年末年始

人権・子どもホットライン（県立総合療育相談センター）子ども専用電話

TEL.0466-84-1616 受付時間[9:00～20:00]・毎日受付

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市に住んでいる方は下記児童相談所に相談してください。

横浜市中心児童相談所（電話児童相談室） TEL.045-260-4152

川崎市子ども家庭センター（代表） TEL.044-542-1234

川崎市中部児童相談所（代表） TEL.044-877-8111

川崎市北部児童相談所（代表） TEL.044-931-4300

相模原市児童相談所（代表） TEL.042-730-3500

横須賀市児童相談所（代表） TEL.046-820-2323

受付時間[月～金 8:30～17:00（ ）]

横浜市中心児童相談所は[月～金 9:00～17:30 土 9:00～16:30]

